

### 第3 県

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
鹿 児 島 県	(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関する事。                     (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防対策に関する事。                     (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。                     (4) 災害の防御と拡大の防止に関する事。                     (5) 被災者の救助・医療・感染症予防等の救助保護に関する事。                     (6) 被災した県管理施設の応急対策に関する事。                     (7) 災害時の文教・保健衛生・警備対策に関する事。                     (8) 災害対策要員の供給、斡旋に関する事。                     (9) 災害時における交通輸送の確保に関する事。                     (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関する事。                     (11) 被災施設の復旧に関する事。                     (12) 町が処理する災害事務又は業務の指導、指示、斡旋等に関する事。                     (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関する事。
屋 久 島 警 察 署	(1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関する事。                     (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通に関する事。

### 第4 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
九 州 管 区 警 察 局	(1) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関する事。                     (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関する事。                     (3) 災害時における他管区警察局との連携に関する事。                     (4) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事。                     (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関する事。                     (6) 災害時における警察通信の運用に関する事。                     (7) 津波警報等の伝達に関する事。
九 州 財 務 局 鹿 児 島 財 務 事 務 所	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関する事。                     (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関する事。                     (3) 災害復旧事業費の貸付けに関する事。                     (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関する事。                     (5) その他防災に関し財務局の所掌すべき事。
九 州 厚 生 局	(1) 災害状況の情報収集・通報。                     (2) 関係職員の前地派遣。                     (3) 関係機関との連絡調整。                     (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべき事。
九 州 農 政 局 <del>鹿 児 島 支 局</del>	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関する事。                     (2) <b>農業に係る防災、災害応急対策、災害復旧に係る指導調整助言に関する事。</b> (3) 応急用食料の調達・供給 <b>対策</b> に関する事。                     (4) <b>主要食料の安定供給対策に関する事。</b> (5) その他防災に関し農政局の所掌すべき事。

コメント [51]: 事務分掌追加

コメント [52]: 文言変更

コメント [53]: 事務分掌追加

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
九州森林管理局 屋久島森林管理署	(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関する事 (2) 保安林・保安施設等の保全に関する事 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関する事 (4) その他防災に関し森林管理局の所掌すべき事
九州経済産業局	(1) 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関する事 (2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する金融、税制及び労務に関する事 (3) その他防災に関し経済産業局の所掌すべき事
九州産業保安監督部	<del>(1) 電気施設、ガス、火薬類等の保安の推進に関する事。</del> <del>(2) 各取扱事業者に対する予防体制の確立の指導等に関する事。</del> (13) 鉱山における災害の防止に関する事。 (24) 鉱山における災害時の応急対策に関する事。 <del>(3) 危険物等の保全に関する事。</del> (45) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべき事。
九州運輸局 鹿児島運輸支局	(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事 (2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関する事 (3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行う事 (4) 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行う事 (5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関する事 (6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関する事 (7) その他、防災に関し運輸局の所掌すべき事
九州地方整備局 鹿児島港湾、空港 整備事務所	(1) 港湾・海岸災害対策に関する事 (2) 高潮・津波災害等の予防に関する事 (3) その他、防災に関し整備局の所掌すべき事
大阪航空局 鹿児島空港事務所	(1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関する事 (2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関する事 (3) 航空機による代替輸送に関する事 (4) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関する事 (5) その他、防災に関し空港事務所の所掌すべき事
福岡管区气象台 (鹿児島地方气象台) (名瀬測候所)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う (2) 気象、地象、(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める

コメント [54]: 事務分掌追加

コメント [55]: 事務分掌削除

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
第十管区 海上保安本部	(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関する事 (2) 警報等の伝達に関する事 (3) 情報の収集に関する事 (4) 海難救助等に関する事 (5) 排出油等の防除に関する事 (6) 海上交通安全の確保に関する事 (7) 治安の維持に関する事 (8) 危険物の保安措置に関する事 (9) 緊急輸送に関する事 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関する事 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事 (12) 警戒区域の設定に関する事 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべき事
九州総合通信局	(1) 非常通信体制の整備に関する事 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事 (3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関する事 (4) 災害時における電気通信の確保に関する事 (5) 非常通信の統制、監理に関する事 (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事
鹿児島労働局	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関する事 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべき事
九州地方測量部	(1) 地殻変動の監視に関する事 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事
九州地方環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理対策に関する事 (2) 環境監視体制の支援に関する事 (3) 飼育動物の保護等に係る支援に関する事
九州防衛局	(1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整

コメント [56]: 指定行政機関・事務分掌追加

コメント [57]: 指定行政機関・事務分掌追加

コメント [58]: 指定行政機関・事務分掌追加

## 第5 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第12普通科連隊 海上自衛隊 第1航空群	(1) 人命救助・消防・水防・救助物資・道路の応急復旧・医療・感染症予防・給水等のほか災害通信の支援に関する事 (2) その他、防災に関し自衛隊の所掌すべき事

## 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

### 第7節 防災組織の整備

災害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

#### 第1 応急活動実施体制の整備

##### 1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急に、かつ、必要な部署に適切な人数を動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで極めて重要である。

このため、県、町及び各防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」を参照）

- (1) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、24時間体制により対応する。

##### 2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」を参照）

- (1) 警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食糧、毛布等を備蓄する。
- (3) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。
  - ア 動員配備・参集方法
  - イ 本部の設営方法
  - ウ 防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

### 3 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保追加

(1) 町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材「防災基本計画の修正」等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力（H28.2）に伴う修正の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努める。

(2) 特に、町は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

コメント [51]: 防災基本計画（災害対策基本法 34 条第 1 項の規程）の修正（H28.2）に伴う追加

## 第10節 避難体制の整備

災害時には、河川出水、斜面崩壊、津波等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。このため、災害時等における町長等が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に要配慮者の安全避難について留意する。

### 第1 避難場所及び避難所の指定等

#### 1 避難場所及び避難所の指定

町は公民館等の公共施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、災害に対する安全性に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（資料4-1参照）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

##### (1) 指定緊急避難場所

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さ避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、避難経路についても、浸水や斜面崩壊等による傷害のない安全なルートを複数選定しておく。

##### (2) 指定避難所

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。

また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

#### 2 避難所の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

指定避難所において救護施設、貯水槽・井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、指定避難所において長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

コメント [52]: 防災基本計画（災害対策基本法 34 条第 1 項の規程）の修正（H28.5）に伴う

### 3 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置機関が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

## 第2 避難体制の整備

### 1 災害危険箇所の警戒体制の確立

町は、気象警報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

### 2 避難の指示・誘導体制の整備

#### (1) 避難指示（緊急）等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 町長の避難措置は、原則として避難の準備、避難の勧告、避難の指示の3段階に分け実施するが、状況により段階を経ず直ちに避難の勧告、避難の指示を行う。（避難の勧告・指示、警戒区域の設定の実施基準、自主避難の方法等の計画は、本編第2章第13節「避難の勧告・指示、誘導」を参照）

イ 町長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う。

#### (2) 避難指示（緊急）等の実施要領

ア 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか町長に通知する。

イ 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（県危機管理防災課及び熊毛支庁総務企画課）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

#### (3) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、身体障害者等の要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

エ 状況に応じて誘導員の配置や車両による移送などの方法を講じておく。

### 3 自主避難体制の整備

町は、各種災害時における住民の自主避難について、広報紙をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する啓発に努める。また、住民においても豪雨等により災害発生の危険性を感じた場合、土砂崩れ等の前兆現象を発見し自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所に声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるとともに、町や防災関係機関に連絡するものとする。

### 4 避難指示（緊急）等の伝達方法の周知

#### (1) 避難指示（緊急）等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示（緊急）等の伝達は、本章第8節の「通信・広報体制（機器等）の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な方法により実施できるよう、次のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

コメント [53]: 【避難指示、避難準備情報】が【避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始】名称変更に伴う修正

※以下、計画内すべてを名称変更する

コメント [54]: 防災基本計画（災害対策基本法 34 条第 1 項の規程）の修正（H28.5）に伴う

## 7 避難訓練

町及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、各種災害を想定した避難訓練を実施する。なお、避難訓練の方法は、本章第 17 節「防災訓練の効果的実施」で定める。

### 第 3 各種施設における避難体制の整備

#### 1 学校等における児童生徒等の避難体制等の整備

町長及び教育長は、町内の学校等における児童生徒・園児の避難体制を、次の方法により整備しておくよう各学校長・園長に徹底しておく。

##### (1) 集団避難計画の作成

ア 教育長は、町内学校等の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し各学校等の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。高等学校の校長は、所在地の市町村の児童生徒の集団避難計画に準じ、実情に応じた具体的な避難計画を作成する。

イ 児童生徒等の避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

##### (2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め徹底しておく。

##### (3) 避難誘導体制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるようあらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 学校長等はおおむね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。

(ア) 災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒等の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 校舎等については、かねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長等は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒等を自宅に帰宅させる場合の基準を定め周知しておく。

(ア) 地域担当教師の誘導を必要とする場合は、地域ごとに安全な場所まで誘導すること。

(イ) 地域ごとに児童生徒等を集団下校する場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険橋、堤防）の通行を避けること。

カ 児童生徒等が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒等に周知徹底しておく。

キ 校長等は、災害種別に応じた避難訓練を日頃から実施しておく。

#### 2 病院、社会福祉施設等における避難体制等の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、寝たきりの高齢者や~~心身~~障害者、重症患者、~~妊産婦~~、新生児、乳幼児等いわゆる「要配慮者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

##### (1) 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示（緊急）や避難誘導等の対策を実施できるようあらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体

コメント [55]: 名称変更

コメント [56]: 追加



## 2 後方搬送体制の整備

- (1) 後方医療施設の確保体制の整備  
災害時入院治療や高度医療の必要な負傷者を収容するための医療施設の確保に努める。
- (2) 町及び関係機関相互の役割  
負傷者の後方搬送についてそれぞれの役割や分担を明確に定めておく。
- (3) トリアージ（傷病程度の選別）の訓練・習熟  
多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、日頃からトリアージ・タグを活用した救護活動を訓練し習熟に努める。
- (4) 透析患者や在宅難病患者等への対応
  - ア 透析患者等への対応  
災害時にも平常時と同様の適切な医療体制を確保する必要があることから、断水時における透析施設への水の優先的供給、島外への患者の搬送や医師会等関係機関との連携による情報提供を行う体制を整える。
  - イ 在宅難病患者・**長期療養児**等への対応  
平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、医療機関等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確保する。

コメント [57]: 在宅長期療養児の対応も必要なため

## 住民の防災活動の促進

災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておく必要がある。

### 第16節 防災知識の普及・啓発

災害に対して的確な行動がとれるよう、住民及び職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。

#### 第1 住民に対する防災知識の普及啓発

##### 1 住民への防災知識の普及啓発

###### (1) 防災知識の普及・啓発の手段

町が行う防災知識の普及は、次に示す各種媒体を活用する。

- ア 広報紙・印刷物（チラシ・ポスター等）
- イ ラジオ・テレビ・新聞・インターネット
- ウ 広報車の巡回
- エ 講習会・パネル展示会等の開催
- オ 映画・ビデオ・スライド
- カ 防災行政無線等

###### (2) 防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は概ね次のとおりである。

なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

###### ア 住民等の責務

###### (ア) 町民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、町及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

###### (イ) 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、町及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

###### イ 地域防災計画の概要

###### ウ 災害予防措置

###### (ア) 家庭での予防・安全対策

a 災害に備えた「最低3日分、推奨1週間」の食糧、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

b 非常持出品（救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等）の準備

###### (イ) 出火防止・初期消火等の心得

(ウ) 家屋内・路上・自動車運転中など様々な条件下で災害が発生したときの行動

(エ) 警報発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始情報の発令時にとるべき行動、避難所での行動

(オ) 災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

(カ) 災害危険箇所の周知

コメント [58]: 防災基本計画（災害対策基本法 34 条第 1 項の規程）の修正（H27.7）に伴う

- (キ) 避難路・緊急避難場所等及び避難方法の確認
- (ク) 負傷者・要配慮者等の救助の心構えと準備
- (ケ) 台風襲来時の家屋の保全方法
- (コ) 船舶等の避難措置
- (サ) 農作物の災害予防事前措置
- エ 災害応急措置
  - (ア) 災害対策の組織・編成・分掌事務
  - (イ) 災害調査及び報告の要領・連絡方法
  - (ウ) 防疫の心得及び消毒方法・清潔方法等の要領
  - (エ) 災害時の心得
    - a 災害情報の収集並びに収集方法
    - b 停電時の照明
    - c 非常食糧・身の回り品等の整備及び貴重品の始末
    - d 屋根・雨戸等の補強
    - e 排水溝の整備
    - f 初期消火・出火防止の徹底
    - g 避難の方法・避難路・避難所の確認
    - h 高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援
- オ 災害復旧措置
- カ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

なお、町その他防災関係機関は「県民防災週間」、「防災週間」（「防災の日」を含む1週間）、「防災とボランティア週間」（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日から1月21日）、「津波防災の日」（11月5日）に合わせ、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

コメント [59]: 防災普及の日の追加

## 2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

保育園、幼稚園、小・中学校等における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、町は学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行なわれるよう促す。

さらに、青少年・女性・高齢者・障害者・ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した講習や訓練等を実施する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ防災教育の充実を図る。

## 3 災害教訓の伝承

町は、過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

## 第19節 防災ボランティアの育成強化

大規模災害時においては、個人のほかボランティア等の組織が消火・救助・救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

### 第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

町は、平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体の防災活動やリーダーの育成を図るとともに、当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティア等が円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。

### 第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

#### 1 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

町は、平常時から、住民に防災ボランティアへの参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう必要な知識を普及する。

コメント [510]: 防災基本計画の修正による（以下同じ）

#### 2 防災ボランティアの登録・把握

町は、平常時から、社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録・把握に努めるとともに、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係団体へ随時報告しておく。

コメント [511]: 各種ボランティア団体と連携するため

#### 3 大規模災害時の防災ボランティアの活動の拠点の確保

町は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティアの活動の拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

#### 4 消防組合による環境整備

消防組合は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内の防災ボランティアの把握、ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努める。

### 第3 ボランティアの種類と活動内容

風水害等の大規模災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

町がボランティアと効果的に連携するには、それぞれの役割について理解し、平常時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。また、ボランティア活動のすべてを町において把握するのは非常に困難であることから、社会福祉協議会等のボランティア関係団体との日常的な連携、ボランティアコーディネーターなどの養成や導入についても検討が必要である。

#### 1 一般労力提供型ボランティア

- (1) 炊き出し・物資の仕分・配給への協力
- (2) 避難所の運営への協力
- (3) 安否情報、生活情報の収集・伝達
- (4) 清掃等の衛生管理

## 第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達

本計画は、町災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、又は通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期すものである。

収集にあたっては、特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置く。

### 第1 災害情報の収集・伝達

町は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査・収集し、県その他関係機関に通報報告する。特に、人命危険に関する情報を優先し速報性を重視する。

なお、人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

#### 1 収集すべき災害情報等の内容

- (1) 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、**行方不明者の数を含む**）
- (2) 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- (3) 津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- (4) 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- (5) 出火件数又は出火状況
- (6) 二次災害危険箇所（土砂災害危険・高圧ガス漏洩事故など）
- (7) 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）
- (8) ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道施設被害）
- (9) 避難状況、救護所開設状況
- (10) 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

コメント [512]: 防災基本計画の変更による

## 第11節 河川災害・土砂災害等の応急対策

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の応急対策を行う事態が予想される。

このため、町は消防団を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害応急対策を実施する。

### 第1 河川災害の応急対策（水防活動）

#### 1 水防体制の確立

町は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水防施設の応急復旧措置を図るため、本章第1節「応急活動体制の確立」に定める応急活動体制をもってあたるものとする。

#### 2 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

町は、本章第8節「気象警報等の収集・伝達」に定めた方法に基づき、気象注意報・警報や水防警報を収集・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測の情報を把握するとともに関係機関へ通報する。また、これらの情報に留意し、重要水防区域等や二次災害につながるおそれのある河川施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。ため池については、町管理者がため池の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。河川管理者等と協力し、二次災害につながるおそれのある河川施設等の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

コメント [513]: 水防区域とため池の監視警戒を区別する

#### 3 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

町は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

##### (1) 護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

##### (2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

##### (3) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

##### (4) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立退き
- エ 水防報告と水防記録

### 第2 土砂災害の応急対策

#### 1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、気象警報等の発表とともに土砂災害応急体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

#### 2 危険箇所周辺の警戒監視

町は、急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険地区等における斜面崩壊や土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒、

高潮災害	対象地域	・高潮による重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
津波災害	対象地域	・津波警報（津波）が発表された場合 ・津波注意報が発表され、被害が発生するおそれがある場合

(3) 避難指示（緊急）

対象災害	地域等	判断基準
暴風災害	対象地域	・災害発生となる事象が避難勧告の段階より悪化し、災害発生が時間的に切迫し、かつ確実視されるに至った場合
土砂災害 (豪雨災害)	対象地域	
高潮災害	対象地域	
津波災害	対象地域	・津波警報（大津波）が発表された場合

避難指示（緊急）等一覧（3類型）

類型	発令時の状況	立退き避難が必要な居住者等住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始情報	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> <li>・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は、立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始</li> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難をする。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動を行う。</li> </ul>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・堤防の隣接地等、地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> <li>・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、避難の準備や判断の遅れ等により、立退き避難を躊躇していた場合は、緊急に避難する。</li> </ul>

コメント [514]: 住民等に求める行動について、避難勧告等に関するガイドライン（H29.1）に沿った記述に修正

コメント [515]: 住民等に求める行動について、避難勧告等に関するガイドライン（H29.1）に沿った記述に修正

コメント [516]: 住民等に求める行動について、避難勧告等に関するガイドライン（H29.1）に沿った記述に修正

	域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」を行う。 ・津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。
--	---	---

**コメント [517]:** 住民等に求める行動について、避難勧告等に関するガイドライン（H29.1）に沿った記述に修正

## 2 町の実施する避難措置

### (1) 避難者に周知すべき事項

町域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置

### (2) 避難対策の通報・報告

- ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- イ 要配慮者施設への通報に配慮する。
- ウ 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県に報告する。
- エ 避難の必要がなくなったときはその旨を公示する。

## 3 避難指示（緊急）等の実施要領

- (1) 避難の指示（緊急）等は迅速に、しかも関係者に徹底するような方法で実施する。
- (2) 避難準備は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避け昼間に避難の準備をするよう努める。
- (3) 避難準備に際しては、避難用の食糧、貴重品の確保、火の用心等、避難期間に応じた準備を勧告する。
- (4) 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、町長に通知しなければならない。
- (5) 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は他の避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（県危機管理防災課及び熊毛支庁総務企画課）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

## 4 避難指示（緊急）等の伝達方法

住民に対する避難指示等の伝達は、概ね次の方法のうち実情に即した方法により、周知徹底を図る。

- (1) 関係者による直接口答又は拡声器による伝達
- (2) サイレン、鐘による伝達
- (3) 広報車又は消防車の呼びかけによる伝達
- (4) 防災行政無線、電話、その他特使等の利用による伝達
- (5) 洪水及び高潮による避難の勧告指示は次の信号による。

区 分	サイレン	警 鐘
勧 告	5 秒 休止 (6 秒) 5 秒	3 点打 休止 3 点打



#### 4 町有以外の輸送力による輸送

##### (1) 輸送力確保要請先

###### ア 町有以外の輸送力の確保

輸送需要が大きく、町有輸送力のみによっては災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合には、本部長は次表の機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保するものとする。  
なお、要請に際しては、本節2(2)ウに定める事項及び必要車両数を明示するものとする。

種別	輸送力内容	要請先	電話
道路輸送	<del>営業事業用車両</del>	九州地方整備局鹿児島陸運支局 <del>鹿児島県トラック協会</del>	099-261-9191 <del>099-261-1167</del>
海上輸送	民間船舶 海上保安庁船艇	九州地方整備局鹿児島海運支局 鹿児島海上保安部	099-222-5661 099-222-6680
航空輸送	航空機	県危機管理防災課	099-286-2256

自衛隊に対する派遣要請は、本章第5節「自衛隊の災害派遣要請」によるものとする。

###### イ 町有以外の輸送力の所属

確保された町有以外の輸送力は、必要な時間、町災害対策本部に属するものとする。

##### (2) 配車等

車両の配車その他輸送作業に関する指示等は、町有車両等の場合に準じて救助輸送班長が行う。

##### (3) 費用の基準

ア 輸送業者による輸送、又は車両等（自家用、~~営業事業用~~を含む。）の借上げに伴う費用は、災害救助法に準ずる。

イ 官公署その他公共的性質をもった団体（農業協同組合、森林組合、漁業組合等）が所有する車両等の使用に伴う費用については燃料費程度の負担とする。

コメント [518]: 道路運送法等の語句  
使用に併せる

コメント [519]: 道路運送法等の語句  
使用に併せる

### 第3 緊急輸送道路確保等

#### 1 確保路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、確保が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、町は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

#### 2 優先順位の決定

各道路管理者は、確保が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路確保を実施する。

## 第17節 緊急医療

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

### 第1 緊急医療の実施

#### 1 DMAT

##### (1) DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

##### (2) DMATの出動

町長は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

この場合において、町長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

##### (3) DMATの構成と所在地

###### ア DMATの構成

DMATは、おおむね1チームにつき医師1名、看護師3名及び業務調整員1名の隊員で構成する。

###### イ DMATの所在地

DMATの所在地は、次のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町37-1	099-230-7000	2
鹿児島赤十字病院	〃 平川町2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘8-35-1	099-275-5111	2
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田3-8-1	099-250-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元1-8-8	0994-42-5101	2
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18-1	0997-52-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町520	0996-67-1611	1
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋1968-4	0993-53-5300	1
県立北薩病院	伊佐市大口宮人502-4	0995-22-8511	1
済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	0996-23-5221	1
田上病院種子島医療センター	西之表市西之表7463	0997-22-0960	1
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永3320	0995-42-1171	±2
米盛病院	鹿児島市与次郎1丁目7-1	099-230-0100	±2

コメント [520]: 病院の名称変更

コメント [521]: DMAT数の変更

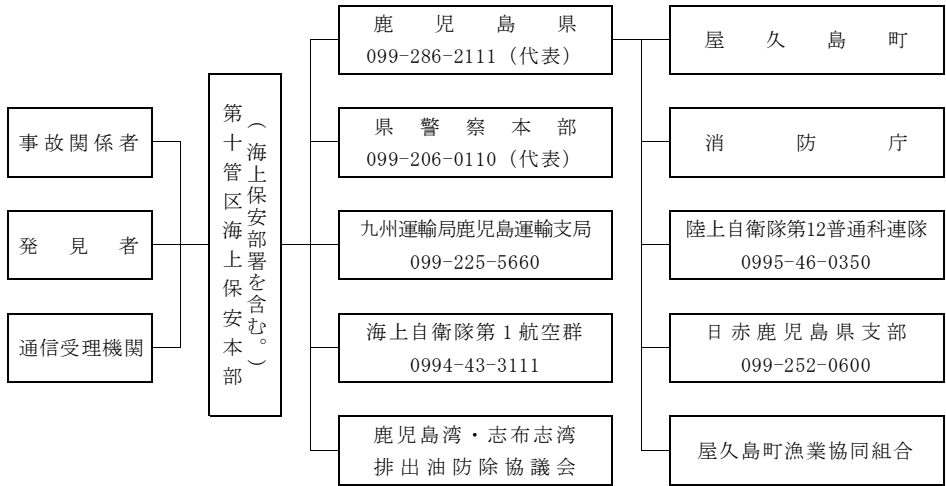
#### 2 救護班

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

##### (1) 救護班の出動

町長は、必要に応じて国立病院機構、公立・公的医療機関、地区医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

(3) 情報連絡体制



管区本部及び海上保安部署	第十管区海上保安本部 099-250-9801 (運用司令センター) 鹿児島海上保安部 099-222-6681 (警備救難課) 種子島海上保安署 0997-22-0118
--------------	--

コメント [522]: 新規機関の配備による

(4) 被害情報等の連絡

町は、町域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

(5) 広域的な応援体制

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

(6) 一般船舶・沿岸住民等への周知

ア 一般船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努める。

イ 沿岸住民等への周知

防災関係機関は、災害が発生し沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線、広報車等の手段により周知に努める。

## 口永良部島における火山災害対策

### 第1節 防災環境

#### 第1 火山活動史

本町域内にある口永良部島は、長径（西北西～東南東）12km、最大幅5kmのひょうたん形の島。古い火山体である西部の番屋ヶ峰と現在まで活動を続けている島の中央部から東部を構成する新岳・古岳・野池山などの火山体からなる。最近10,000年間の噴火は古岳・新岳・鉢窪火山で発生している。古岳南西～南東山麓には複数の安山岩質溶岩流が確認でき、7,300年前より新しいと考えられる。この溶岩流を覆う火砕流堆積帯は、古岳山頂火口を囲む火砕丘に連続しており、小林・他（2002）では、この堆積物中の木炭から約200年前の放射年代測定値を得ている。このことから、古岳火口では数百年前まで火砕流を伴う噴火が発生していたと考えられる。

新岳は古岳の北西に開いた崩壊地形内に成長し、新岳山頂部を構成する火砕丘は火山角礫層からなり、火山弾や冷却節理を持つ岩塊を多く含む。また、複数火山灰層を確認できることから、古岳あるいは新岳で過去1,000年以内に複数回の爆発的なマグマ噴火があったと考えられる。

記録に残る最も古い噴火は天保12（1841）年である。

最近200年は爆発的な活動が多く、天保12（1841）年、昭和8（1933）年には噴出岩塊によって死傷者が出ている。また、1931年には、西山麓にある向江浜へ土石流が流れ込み、多くの家屋に被害が生じている。また、新岳西側の溶岩流（新岳から流出）は新しい地形を残しており、今後溶岩を流出する可能性もある。

平成26（2014）年8月3日に34年ぶりに噴火が発生し、住民が一時台風の接近もあり島民の一部が自主的に島外避難する事態となった。また、平成27（2015）年5月29日には爆発的噴火が発生し、火砕流が向江浜の海上まで達した。このため噴火警戒レベル5の噴火警報が発表され、全島民が約7ヶ月の間避難することとなった。

コメント [51]: 後世に分かりやすく引き継ぐため

コメント [52]: 事実に沿った内容に変更

#### 第2 社会条件（←H29年2月末現在）

口永良部島は、人口1,291人（118人）で、このうち65歳以上の人口が545人（42.4%）と高齢化が進んでいる。集落は島全体に分散しているが、人口の大部分は役場出張所のある本村に集中しており、前田、向江浜、新村、田代、寝待、湯向といった集落に残りの世帯が分布している。

口永良部島へは屋久島宮之浦から町営船「フェリー太陽」（499t、平成9年6月就航）が1時間40分で連絡している。避難港は、定期船が就航する口永良部漁港（第4種漁港、400t級船舶接岸可能）の他に湯向港及び岩屋泊がある。湯向港は港湾整備により、平成14年に400t級の船舶が接岸可能となった。南風時の避難港となる岩屋泊は、港湾施設はないが“はしけ”を使つての上陸は可能である。

また、航空機ではヘリコプターによって枕崎、鹿屋より約30分で到着する。

町道はコンクリート舗装が完了し、島南東部の新期火山体を一周する林道も平成6年に開通、平成16年にコンクリート舗装が完了した。

島内には宿泊施設が68軒あり、858人まで収容することができる。来島者の多くは釣り客、温泉客等で、寝待地区には湯治客が滞在している。

コメント [53]: 現況に変更

コメント [54]: 現況に変更

### 第3 火山噴火災害危険区域予測図

#### 1 噴火の場所、規模、様式

口永良部島では、天保12（1841）年の記録に残る最古の噴火以来、現在まで10回以上の噴火あるいは異常が記録されているが、それ以前の噴火についての文書記録は残っていない。そこで、過去の噴火の記録の他に、噴出物の分布等を参考にすると、想定される噴火の場所及び規模、様式は次のとおりである。

#### 想定噴火

場 所	新岳山頂火口
規 模	噴出物の実績から推定される過去最大規模
様 式	火砕流・溶岩流を伴う爆発的な噴火、水蒸気爆発

#### 2 災害要因の検討

口永良部島で考えられる火山の災害要因は次のとおりである。

#### 想定される火山災害要因

災 害 要 因	噴 出 岩 塊	降 下 火 砕 物 *	火 砕 流	溶 岩 流	泥 流 ・ 土 石 流	火 山 ガ ス *	山 体 崩 壊	津 波
危 険 度	◎	◎	◎ △	○	◎	○ △	○ △	○ △

◎：発生の危険が高い ○：発生の危険がある △：発生の注意を要する

\*：気象条件によって影響を受ける

コメント [55]: 県防災計画に準ずる。

#### 3 火山噴火災害危険区域予測図

新岳において規模の大きい噴火が発生した場合、想定される災害危険区域は次の図のとおりである。

また、新岳において規模の大きい噴火が発生した場合に想定される被害は次のとおりである。

(1) 噴出岩塊

爆発的な噴火が発生した場合、火口からの距離が約3kmの範囲で、噴出岩塊が落下する危険がある。本村、前田、向江浜、田代、寝待等の集落に落下する危険がある。

また、島を周回する町道が寸断される危険がある。

噴出岩塊が人や家畜等に当たると死傷するほか、建物や車等にも大きな被害を及ぼす。

(2) 降下火砕物

降下火砕物は、噴出岩塊よりも粒径が小さく、風向によって堆積範囲が大きく変化するため、危険区域を図示していないが、口永良部島周辺の上層の風は西風が卓越しており、大規模な噴火による降下火砕物は東側で厚く堆積するものと予想される。一方、小規模な噴火では、地上付近では風の影響を受けやすい。降下火砕物が厚く堆積すると、森林や農作物に被害が生じるほか、冷え切っていない火砕物によって火災が発生することもある。

(3) 火砕流・溶岩流

火砕流・溶岩流が北西側に流れ出した場合、向江浜及び前田に到達する可能性がある。

溶岩流は、比較的ゆっくりとした速度で流下するため、流下が始まってから逃げることもできるが、火砕流は時速100kmを越す速度で流下するため、発生してから避難することは困難である。

コメント [56]: 実際、前田地区に火砕流が到達したため

(4) 泥流・土石流

噴火に伴って、新岳、古岳の山腹には降下火山灰や火砕流等の未固結堆積物が堆積し、斜面の透水性も悪くなっている。このような堆積物は非常に不安定で、噴火時及びその後の降雨によって泥流や土石流として流れ下ることがある。

泥流・土石流が発生した場合、向江浜、湯向に到達する可能性がある。また、島を周回する町道が寸断される危険がある。

(5) 火山ガス

火山活動の活発化に伴い、有毒な火山ガスが噴出する可能性がある。火山ガスの滞留、拡散は、地形や気象条件に依存しているが、濃度の高い火山ガスを吸うと死に至ることもある。

(6) 山体崩壊

新岳、古岳等の口永良部島東部の火山体は、急峻な地形をしており、火山活動の活発化に伴って山体が崩壊する可能性がある。

(7) 津波

新岳火口から西側に向かって何らかの理由で土砂が急速に流れ下り、海に流入した場合、津波が発生する危険がある。

(5) 退避舎・退避壕の整備

町は、火山防災マップに基づき、噴石の落下が予測される地区において、集落付近や避難道路沿い等の適所に退避舎や退避壕を整備するよう努める。

(6) 防災拠点の整備

ア 町は、口永良部島の火山災害の場合は、屋久島が上陸避難地とされていることを考慮し、行政・医療・福祉・避難・備蓄等の機能を有する公共・公益施設を整備するとともに、総合的な防災機能を有する防災拠点の整備を検討する。

イ 防災拠点は、その機能を一層効果的に発揮するために、地域の中核的施設となる小中学校・病院・福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置する。

(7) 公共施設等の安全性確保

町は、不特定多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に努める。

### 3 基本的事項

火山活動に関する情報や住民の対応等を正確かつ迅速に伝達するネットワークを整備する。

(1) 噴火警報等の伝達

火山で異常な現象が生じた際、人々の間で多くの情報が錯綜したり、途絶するなど、情報が混乱するおそれがある。そうした場合でも、正しい情報を住民に伝達できるよう情報のネットワーク化を推進する。

(2) 住民の避難誘導體制

ア 地域住民に対する避難誘導體制の整備

避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

イ 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備

避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、町は地域住民・自主防災組織・老人福祉施設等の施設管理者と連絡を密にし、平常時より避難誘導體制の整備に努めるものとする。

ウ 温泉客等に対する避難誘導體制の整備

口永良部島には温泉客や釣り客などの宿泊客がみられる。不特定多数の利用が予定されている施設の管理者は、利用客に火山防災マップ等を提示するなどして火山の特性を周知する他、発災時の避難誘導に関わる計画を作成し訓練を行うものとする。

(3) 観光客等の安全確保対策

口永良部島を訪れる登山者や観光客等（以下「観光客等」という。）においては、活火山法第11条第2項に規定される「登山者の努力義務」を念頭において上で、口永良部島が活火山であることを認識し、その危険性を十分に理解してもらう必要がある。

特に活火山（新岳及び古岳等）への登山は、突然の噴火等の一定のリスクがあり、新岳火口からは、有毒な火山ガスも噴出しており、濃度の高い火山ガスを吸うと生命の危険もあることなどから、行政における対策について記載する。

ア 観光客等への周知・啓発

町は、火山防災マップをフェリーや待合所、宿泊施設等へ常置又は掲示することにより口永良部島で想定される火山現象、噴火警戒レベル、噴火した際の避難場所、避難経路、避難手段などについて、観光客等への周知・啓発を図る。

また、外国人観光客の安全確保を図るため、多言語表記の火山防災マップやパンフレット等についても作成するよう努める。

気象台からの火山の活動状況に関する情報については、県、町、関係機関におけるホー

ム ページへの掲載等を活用した情報発信を行う。

イ 入山者の把握及び入山規制の措置

町は、新岳及び古岳への登山者について、フェリー乗船時(入島時)における目的確認や登山届の周知・啓発等によって把握できるよう努める。

また町は、火山活動の活発化等により入山を規制すべき場合は、気象台の示す警戒範囲等を基に関係機関と連携し、入山規制に必要な措置及び周知を行う。

ウ 情報伝達手段の整備

町は、噴火警報等の通報に係わる事項を観光客等、その他公私団体へも伝達する。

情報伝達的手段については、防災行政無線や緊急速報メール、宿泊施設等の管理者等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら多様化を図れるよう努める。

エ その他警戒避難に関する事項

観光客等の安全確保を図るため、必要に応じて次の対策を講じる。

・ 退避壕・退避舎等の充実について、必要に応じて火山防災協議会等にて検討。

・ 救助関係機関においては、火山ガス測定器やガスマスク等の配備に努める。

コメント [57]: 災害時における全島民の安全を確保するため追加した。

#### 4 情報収集と連絡体制

火山に関する情報は、住民等からの噴火前兆現象に関する情報と、気象台の発表する噴火予報・警報、火山の状況に関する解説情報に大きく区分される。

詳細は、本章第3節第2「発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保」のとおりであるが、ここでは次のように常日頃から施設整備の充実及び体制づくりを行っていくものとする。

(1) 災害対策本部を中心とした被害情報の収集・連絡体制の確立

町は、火山の大きな噴火又はそのおそれがあり、事態が重大と認められるときは直ちに災害対策本部を設置すると同時に、機動的な情報収集活動によってリアルタイムな被害情報を収集し、かつ住民及び防災関係機関等との連絡を密にできるよう、関連機器の導入、習熟及びその維持管理に努め、緊急時に速やかな対応ができるよう被害情報の収集・連絡体制の確立を図る。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 情報の収集員・連絡員の指定

町は、迅速かつ的確な被害情報の収集・連絡を行うため、災害現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を推進するものとする。

イ 住民からの連絡体制

町は、住民からの前兆現象及び被害情報等が、円滑かつ迅速に伝達できるようにあらかじめ連絡体制を整え、住民への周知徹底を図る。

(3) 通信手段の確保

ア 災害に対する安全性の確保

町及び電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、次の施策を積極的に推進する。

(ア) 情報通信施設の火山災害に対する安全性の確保

(イ) 次の防災対策の推進

- a 停電対策
- b 情報通信施設の危険分散
- c 通信の多ルート化
- d 通信ケーブル・無線を活用したバックアップ対策
- e デジタル化の促進

(ウ) 災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発

イ 町防災行政無線の拡充・整備



自然災害や大規模な交通事故等の災害現場等で、急性期（発災後、おおむね 48 時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

② DMA T の出動

町長は、DMA T の派遣要請基準に照らし、DMA T の派遣が必要と判断するときは、DMA T 指定病院に DMA T の出動を要請する。

この場合において、町長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

③ DMA T の構成と所在地

ア DMA T の構成

DMA T は、おおむね 1 チームにつき医師 1 名、看護師 3 名及び業務調整員 1 名の隊員で構成する。

イ DMA T の所在地

DMA T の所在地は、次のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	2
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	2
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	1
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	1
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	1
田上病院（種子島医療センター）	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	1
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	±2
米盛病院	鹿児島市与次郎 1 丁目 7-1	099-230-0100	±2

コメント [58]: 病院の名称変更

コメント [59]: DMA T 数の変更

④ 救護班

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後 3 日間）から事態安定期（発災後 4 日～14 日間）に原則として現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

ア 救護班の出動

町長は、必要に応じて国立病院機構・公立・公的医療機関、地区医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

イ 救護班の編成

1. 国立病院機構の職員による救護班
2. 公立・公的医療機関の職員による救護班
3. 熊毛地区医師会員及び熊毛郡歯科医師会員による救護班
4. 日本赤十字社の職員及び日赤協定の現地医療機関による救護班

ウ 救護班の所在地

町内の救護班の所在地は次のとおり。

(ウ) 噴火警戒レベル3（入山規制）

居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想されるため、登山・入山規制等危険な地域への立入規制等が必要と認める場合に福岡管区気象台が噴火警報（略称：火口周辺警報）を用いて発表。

(エ) 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）

火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される状態にあるため、火口周辺への立入規制等が必要と認める場合に福岡管区気象台が噴火警報（略称：火口周辺警報）を用いて発表。

(オ) 噴火警戒レベル1（平常）

火山活動は静穏であるが、火山現象や観測データに変化が認められる状態にあるため、火山活動状況の周知が必要と認める場合、又はレベル1に変更した場合に福岡管区気象台が噴火予報を用いて発表。

(カ) 火山の状況に関する解説情報

火山の状況に関する解説情報の発表は、噴火警報等の補完及び火山性地震の発生回数など火山の状況を解説する等必要と認めるときに、福岡管区気象台が行うものとする。

(3) 火山情報の通報及び通報先

鹿児島地方気象台は、火山の情報を発表したとき、次の関係機関に伝達して一般へ周知を行う。

なお、噴火警報を発表したときは、県への通報を最優先する。

ア 関係地方公共団体の機関

イ 関係警察機関

ウ 報道機関

エ その他鹿児島地方気象台長が必要と認める機関

(4) 噴火警報に関する町における措置

町長は、屋久島町地域防災計画の定めるところにより、通報にかかわる事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

この場合において、町長は、必要があると認めるときは住民その他関係のある団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通報又は警告をすることができる。

## 2 警戒区域の設定・避難勧告等

町長は、噴火警報~~（噴火警戒レベル5）~~等が発表された場合、**口永良部島火山防災連絡会等における検討内容や関係機関の助言等を参考に、あらかじめ定めてある対象地域に避難勧告等を行うとともに、警戒区域外へ避難するよう適切な指示、安全な避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとる。**

(1) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 町の実施する避難措置

ア 避難勧告等の発令

町長は、基準に従って避難勧告等を発令する。

イ その他の避難

噴火の状況によっては、避難勧告等の実施基準以外に次の場合が予想される。

コメント [510]: 警戒レベル5以外の対策も必要なため

コメント [511]: 判断材料のひとつとして、専門家の意見等も反映させるため

町長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておくこととする。

- (ア) 勧告・指示（緊急）より早く避難する時（住民による事前避難）
- (イ) 住民等の自主判断により、避難所に集まった場合
- (ウ) 避難が遅れる時
- (エ) 夜間・悪天候・鳴動・地震・降灰等による障害

(3) 避難指示（緊急）の伝達要領

避難指示（緊急）の伝達は、次に示す系統にしたがって実施する。



(4) 伝達の方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、概ね次の方法による。

- ア 防災行政無線による伝達
- イ 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器による伝達
- ウ 広報車（消防車等）による伝達
- エ サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- オ 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達
- カ 有線放送・電話・航空機その他方法による伝達

(5) 防災信号

防災信号は次のとおりとする。

区分	掲載旗	サイレン	警鐘
準備	—	5秒 ●— ●— ●— 休止（約15秒）	1点打 ●休止 ●休止 ●
勧告	—	5秒 5秒 5秒 ●— ●— ●— 休止（約6秒）	3点打 ●—●—●休止 ●—●—●
指示	赤色	約1分 ●— ●— 休止（約5秒）	連打 ●—●—●—●—●—●—●—●—

(6) 伝達する内容

- ア 避難先とその場所
- イ 避難経路
- ウ 避難の理由
- エ その他の注意事項

(7) 報告・通報

町長は、避難指示（緊急）等を行った場合は、直ちに知事に報告する。

知事は、町長から報告を受けた場合、次の機関にその旨を通知する。

なお、町長は知事に報告するいとまがない場合（通信が途絶した場合を含む）は、直接必要な機関に通報することができる。

### 噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応

レ ベ ル	想定される被害 (過去事例等)	住 民 へ の 対 応		登山者・入山者等への対応
		対象地域	対 応	
レベル5 (避 難)	火口から半径 3km以上へ火砕流あるいは噴石が到達 あるいは切迫	全島	島外避難指示 (緊急)・勧告発令	
	火口から半径 3km程度へ火砕流あるいは噴石が到達 あるいは切迫 (1966年規模の噴火)	本村・前田・湯向 向江浜・田代	島内避難指示 (緊急)・勧告発令	
	溶岩流が流出か切迫	流下地域	島内避難指示 (緊急)・勧告発令	
レベル4 (避難準備)	火口から半径 3km程度へ火砕流あるいは噴石が予想	全島	島外避難準備・高齢者等避難開始情報 (避難行動要支援者等は避難行動開始)	
	火口から半径 3km程度へ火砕流あるいは噴石が予想 (1966年規模の噴火)	本村・前田・湯向 向江浜・田代	島内避難準備・高齢者等避難開始情報 (避難行動要支援者等は避難行動開始)	
	溶岩流が予想	流下地域	島内避難準備・高齢者等避難開始情報 (避難行動要支援者等は避難行動開始)	
レベル3 (入山規制)	火口から半径 2km以内へ噴石が到達か予想	全島	避難行動要支援者への避難準備の呼びかけ	火口から半径 2km以内の立入禁止 南側林道口永良部線を通行止め
レベル2 (火口周辺規制)	火口から半径 1km以内へ噴石が到達か予想			火口から半径 1km以内の立入禁止 登山道入口に区域内立入禁止の案内看板を 設置
レベル1 (平 常)				

※ 県は状況に応じて口永良部島火山災害対策防災連絡会議を開催し、被害影響予想範囲等の検討や各防災関係機関の対応状況について情報共有し、必要な調整・要請等を行う。  
屋久島町は、連絡会議の助言等により、避難対象地域の拡大・縮小の検討を行う。

コメント[512]: 名称変更

コメント[513]: 文言追加 (県防災計画に準ずる)

(2) その他の避難

なお、前記の避難発令基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。町長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておく。

- ア 住民等の自主判断により勧告・指示（緊急）より早く避難所に集まったとき。
  - (ア) 火山活動状況の詳細な説明を行う。
  - (イ) 避難継続の支援（寝具・食糧等）を講じる。
- イ 夜間・悪天候・鳴動・地震・降灰等により避難が遅れているとき。
  - (ア) 集結地に集合した者の点呼を行い、避難が遅れている者の確認を行う。

【県】

県は、必要に応じて屋久島町及び関係各機関によって構成される「**口永良部島噴火災害対策連絡会議火山防災連絡会**」を開催し、鹿児島県地方気象台や京都大学防災研究所火山活動研究センターの情報及び火山噴火災害危険区域予測図に基づいた検討協議を行う。同連絡会議は屋久島町長に対し、その検討結果に基づく助言・勧告を行う。

コメント [514]: 名称変更

2 避難者の誘導方法

避難者の誘導は、安全かつ迅速に行うことが必要であるので、次の要領により実施するように努める。噴火の規模により島内における避難と島外への避難が考えられるが、噴火活動の変化に対応した適切な避難を実施する。

(1) 島内における避難

ア 避難者の誘導方法

(ア) 避難者誘導にあたっての留意手順

- a 避難所への避難経路をかねてより決めておき、住民及び観光客、登山者への周知徹底を図る。
- b 避難経路を定めるにあたり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う二次災害（がけ崩れ・地すべり・土石流等）の発生のおそれのある場所ではできるだけ避ける。
- c 避難所が比較的遠く避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者（分団長）を定め、できるだけ集団で避難する。
- d 避難経路の危険箇所には、標識表示・なわ張等をするほか、避難誘導員（消防団員）を配置する。
- e 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し安全を図る。
- f 避難者は携帯品や幼児等をできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう指導誘導する。

避難経路及び避難所

集落名	避難経路	交通手段	避難所	避難港等
本村 前田 向江浜 新村 田代 寝待	町道 本村新村線	車両 徒歩	番屋ヶ峰避難所	口永良部漁港 折崎ヘリポート 番屋ヶ峰ヘリポート 岩屋泊（港湾施設なし）
湯向	湯向周辺 町道	車両 徒歩	湯向公民館	湯向港 永迫牧場（臨時ヘリポート）

コメント [515]: 新設

コメント [516]: 港湾施設ではない

コメント [517]: 緊急用

(2) 島外への避難

ア 避難手段

(ア) 船舶による避難

海上の状態に問題がなく、軽石等の浮遊及び噴火落下の障害もない場合は、船舶による避難を行う。

なお、噴火の状況により町営船、漁船等だけでは対応が難しいとき、第十管区海上保安本部の巡視船及び近海を航行中の船舶に第十管区海上保安本部を通じて避難を要請する。

(イ) 航空機による避難

海上の波浪が高く船舶が入港できない場合、あるいは噴火の状況により避難港に到達できない場合は、ヘリコプター等の航空機で避難を行う。

(ウ) “はしけ”による避難

避難港からの乗船が不可能で、かつ航空機も使用できない状況下では、湯向港等から“はしけ”による避難を行う。なお、その際には救命胴衣を着用する。

イ 夜間における避難

島の道路は狭く夜間照明が未整備のため、港やヘリポートまでの道は険しく危険性が高い。避難時にはサーチライト等で危険箇所を照らし、避難誘導者の指示のもとに決められた集合場所に避難する。

ウ 避難誘導責任者

消防分団長を原則とする。

エ 要配慮者への配慮

避難にあたって優先順位を配慮する。

オ 避難所の開設

避難者を受け入れる側の屋久島では収容人数を確認の上、施設や物資の準備をしておく。

カ 避難状況の把握・報告

**島外避難所**

避難港等	交通手段	島外（屋久島）の避難所
口永良部漁港 ヘリポート	町営船 フェリー太陽	離島開発総合センター
	海上保安庁等船舶	吉田コミュニティセンター
	自衛隊ヘリコプター	各地区公民館
	一般船舶	宮之浦体育館
湯向港 ヘリポート	自衛隊ヘリコプター	離島開発総合センター
	海上保安庁等船舶	吉田コミュニティセンター
	一般船舶	各地区公民館

※状況によっては、栗生漁港及び栗生ヘリポートへの避難を行う。

(3) 避難勧告等の解除

町長は、避難勧告・指示の解除にあたっては、**噴火警報の発表及び噴火警戒レベルの引き下げ**や口永良部島**噴火災害連絡会議火山防災連絡会**等による検討結果内容を参考に、**地域住民**の生活と安全を十分に考慮したうえで決定する。避難勧告・指示が解除された後は、住民は船舶によって帰島する。

ア 火山活動の沈静化の確認

イ 生活物資の確保

ウ 情報伝達手段の確認

**コメント [518]:** 判断材料のひとつとして、専門家の意見等も反映させるため